

第1章 総則 (略)

第2章 著作物の使用料

第1節 演奏等

1~9 (略)

10 歌唱教室における演奏等

受講者に歌唱を教授することを主たる事業とする施設（以下「歌唱教室」という。）において、当該事業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本節1から9及び11の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設当たりの使用料は、次のいずれかとする。

① 1施設当たりの年額使用料は、次のア又はイのいずれかとする。

ア 受講料収入算定基準額の2.5/100の額

イ 次の(ア)又は(イ)に定める額に受講者数を乗じる方法により算出した額の合計

(ア) 受講者1名につき750円

(イ) (ア)にかかわらず、受講者が中学生以下の場合は、受講者1名につき100円

② 1施設当たりの月額使用料は、下表のとおりとする。

レッスン1回当たりの平均受講者数	月額使用料
5名まで	4,500円
10名まで	9,000円
30名まで	18,000円
50名まで	27,000円

レッスン1回当たりの平均受講者数が50名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、レッスン1回当たりの平均受講者数が「50名まで」の場合の金額に、レッスン1回当たりの平均受講者数が「10名まで」の場合の金額を加算した額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は次のとおりとする。

① レッスン1回当たりの使用料は、受講者1名につき60円に当該レッスンの受講者数を乗じる方法により算出した額とする。

ただし、1回のレッスンが60分を超える場合の使用料は、60分を超えるごとに、受講者1名につき60円を加算する。

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、利用時間5分

までの使用料は、受講者 1 名につき 30 円に当該レッスンの受講者数を乗じる方法により算出した額とする。

利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分を超えるごとに、受講者 1 名につき 30 円を加算する。

(歌唱教室における演奏等の備考)

(年度区分)

① (1)①の規定の年度区分は、4 月から翌年 3 月までとする。

(受講料)

② 受講料とは、いずれの名義をもってするかを問わず、レッスンを受講するに当たり通常必要となる受講者 1 人当たりの料金（消費税額を含まないもの。）をいう。ただし、別途特別な教材費及び会場使用料の負担の明示がある場合には、その額は受講料に算入しない。

会費制等によりレッスンごとの受講料の定めがない場合は、当該会費収入等の範囲内で利用状況等を参照して、受講料を算出する。

(受講料収入)

③ 受講料収入とは、レッスンごとの受講料の合計をいう。

(受講料収入算定基準額)

④ 受講料収入算定基準額とは、前年度に当該施設で行われた本協会の管理著作物を利用したレッスンの受講料収入の合計額とする。ただし、本協会の管理著作物を利用したレッスンが特定できない場合は、音楽を利用した全てのレッスンの受講料収入の合計額の 50/100 の額とする。

(受講者数)

⑤ (1)①イの規定の受講者数は、年度内の算定基準月（年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合に別途定める月の 1 か月間をいう。）における在籍人数とする。

(中学生以下の受講者)

⑥ (1)①イの規定の中学生以下の受講者とは、原則として、満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまでの者をいう。

(使用料計算の特例)

⑦ (1)①の規定を適用する場合において、年度の途中に開業又は廃業するときの使用料は、利用状況等を参照して決定する。

(1 曲 1 回ごとの使用料の特例)

⑧ 同一の著作物を利用する場合、著作物の全部又は一部の利用回数に関わらず、通算 5 分までの利用につき 1 回とみなす。

(その他)

- ⑨ 歌唱教室における演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。

第2節～第18節 (略)

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第1節10歌唱教室における演奏等の規定については、2026年4月1日から実施する。